

吉賀町公共施設等総合管理計画概要版

～安全で安心な町民サービスを持続させるために～

計画策定の背景と目的は？

背景

公共施設の多くは建設から相当の年数が経過し、順次大規模な改修や建替えが必要となることが見込まれています。一方で、将来的には人口減少や少子高齢化が進み、町税収入等の歳入の減少は避けられない状況にあり、このままでは、現状の公共施設の維持管理や更新投資等に十分に対応できず、安心して施設を利用していただくことが困難になるおそれがあります。こうした状況を踏まえ、既存の公共施設を有効活用するとともに、各地域にどのような公共施設が必要であるかについて、町民の方々と交えて検討していくために、当計画を策定することとなりました。

目的

本町の公共施設の全体像と施設類型別の保有状況、個別施設の管理運営費・耐震化の状況などを明らかにすることを通じて公共施設に関する問題意識を共有し、今後の施設の在り方の検討を行うことを当計画の目的としています。

吉賀町の公共施設にはどんなものがある？

町の公共施設には、次のようなものがあります。

文化・社会教育施設

各地区集会所、公民館、コミュニティセンター、図書館など

産業系施設

林業総合センター、林産物展示販売所、小水力発電所など

学校教育・子育て支援施設

小学校、中学校、保育所、学童保育所、共同調理場など

町営住宅

新横立団地、中原団地、柳原団地など

保健・福祉・医療施設

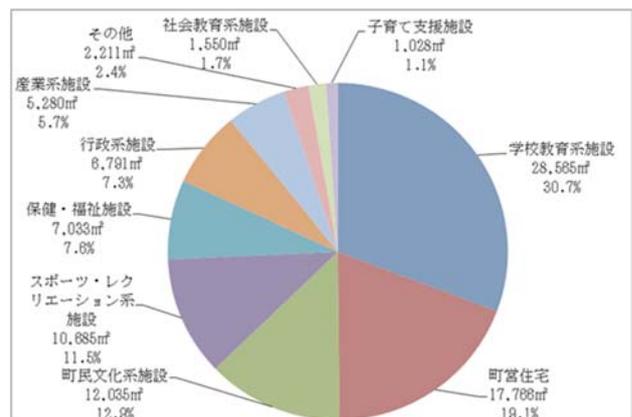
福祉センター、保健センター、特別養護老人ホームなど

スポーツ施設

六日市温泉ゆ・ら・ら、体育館、スポーツ公園など

町の公共施設の面積は（延床総面積）92,942 m²です。内訳は学校教育系施設が最も多く、町営住宅、町民文化系施設、スポーツ・レクリエーション施設と続きます。

これらのほか、町庁舎、消防施設、さらには道路や水道などのインフラ施設もあります。



吉賀町 の公共施設等に関する課題は？

吉賀町の公共施設等には次の課題があり、何も対策を講じなければ将来の世代に負担を残すことになるため、課題克服に向けた検討が必要です。

課題 1：公共施設等の老朽化

- ・約 45%の公共施設が築 30 年以上であり、施設の老朽化への対策が今後必要となります。
- ・今後も全ての施設を保有し続けると、現状の投資的経費の 1.2 倍の費用がかかる試算です。
- ・公共施設だけでなく、道路、橋りょうなどのインフラについても、今後老朽化に伴う更新費用が必要となります。

課題 2：人口の減少、少子高齢化のさらなる進行

- ・吉賀町人口ビジョンによれば、平成 52 年には町の人口が約 4 千人に減少（約 37.5%、約 2 千人減少）します。また、若年人口（15 歳未満）は約 300 人に減少（約 47.5%、約 280 人減少）するなど人口構成も大きく変化していきます。
- ・過去に整備してきた公共施設の総量と設置目的が現在や将来のニーズに適したものになっているかの再検討が必要です。



【出典】平成 22 年までは「国勢調査」のデータに基づく実績値、平成 27 年以降は「国立社会保障・人口問題研究所」のデータに基づくまち・ひと・しごと創生本部推計値

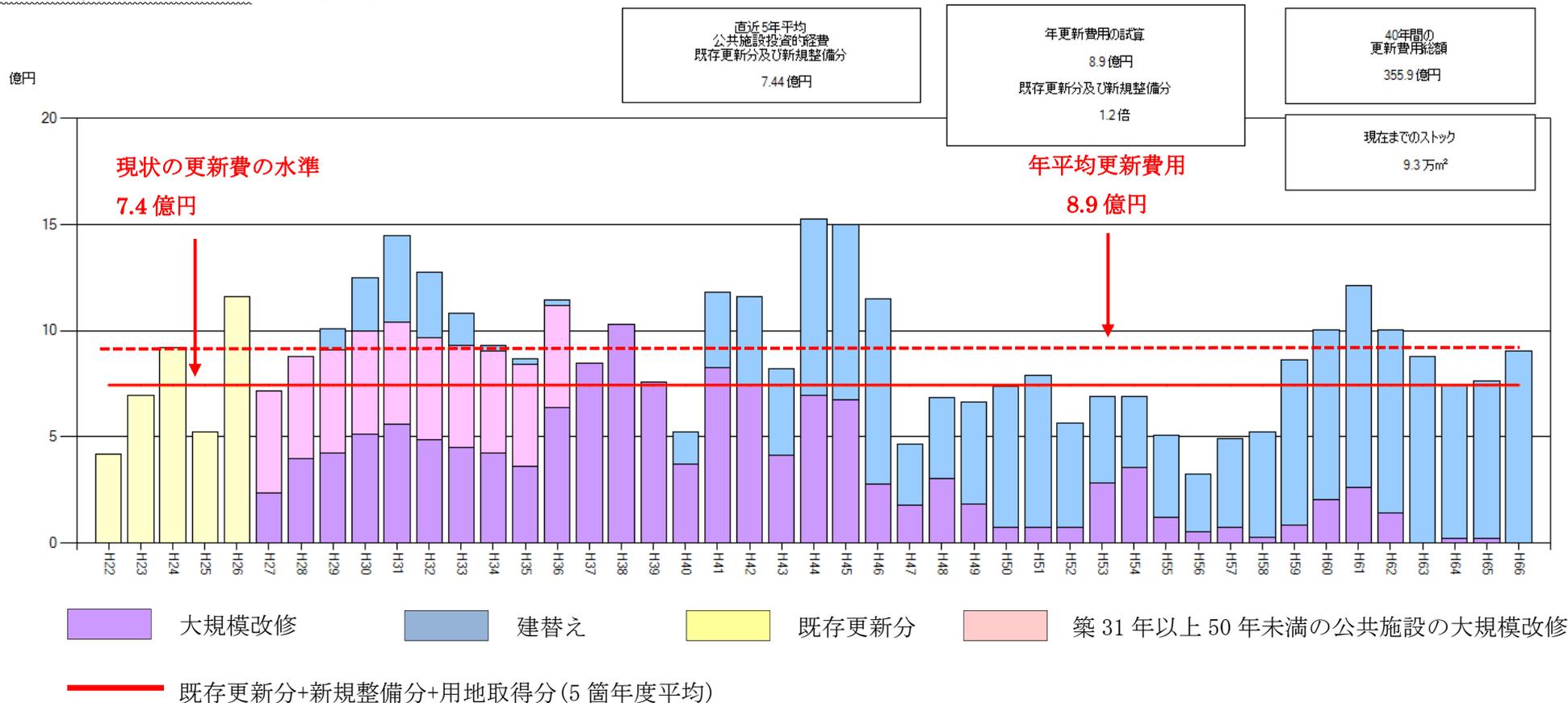
課題 3：財源の確保

- ・人口減少に伴う歳入の減少が見込まれ、今後、公共施設等の更新に充てることのできる財源の確保がさらに難しくなります。
- ・安全で安心な町民サービスを持続させるために、財政的な観点からも公共施設等の見直しが必要です。

公共施設等をもたらす将来の財政負担は？

公共施設等を保有し続けると、将来、大規模改修や建替えなど公共施設等の更新投資が必要になります。更新投資には、もちろんお金が必要になり、財政負担が生じます。

そこで、現状の公共施設を全て保有し続けた場合の更新費用の金額を試算しました。試算はふるさと財団によるツールを用いて一定の単価など定められた仮定に基づいて行ったところ、今後 40 年間で総額 355.9 億円、年平均 8.9 億円（現状で公共施設に充てている投資費用約 7.44 億円 の 1.2 倍の水準）の費用が必要になるという試算結果になりました。



今後の取組は？

将来にわたって安全で安心な町民サービスを提供する公共施設等を持続していくために次の3つの基本原則と公共施設等の管理に関する基本的な方針を掲げて各種施策を推進していきます。

原則①：公共施設の現状のサービス水準を維持しつつ、総量（面積）を縮減

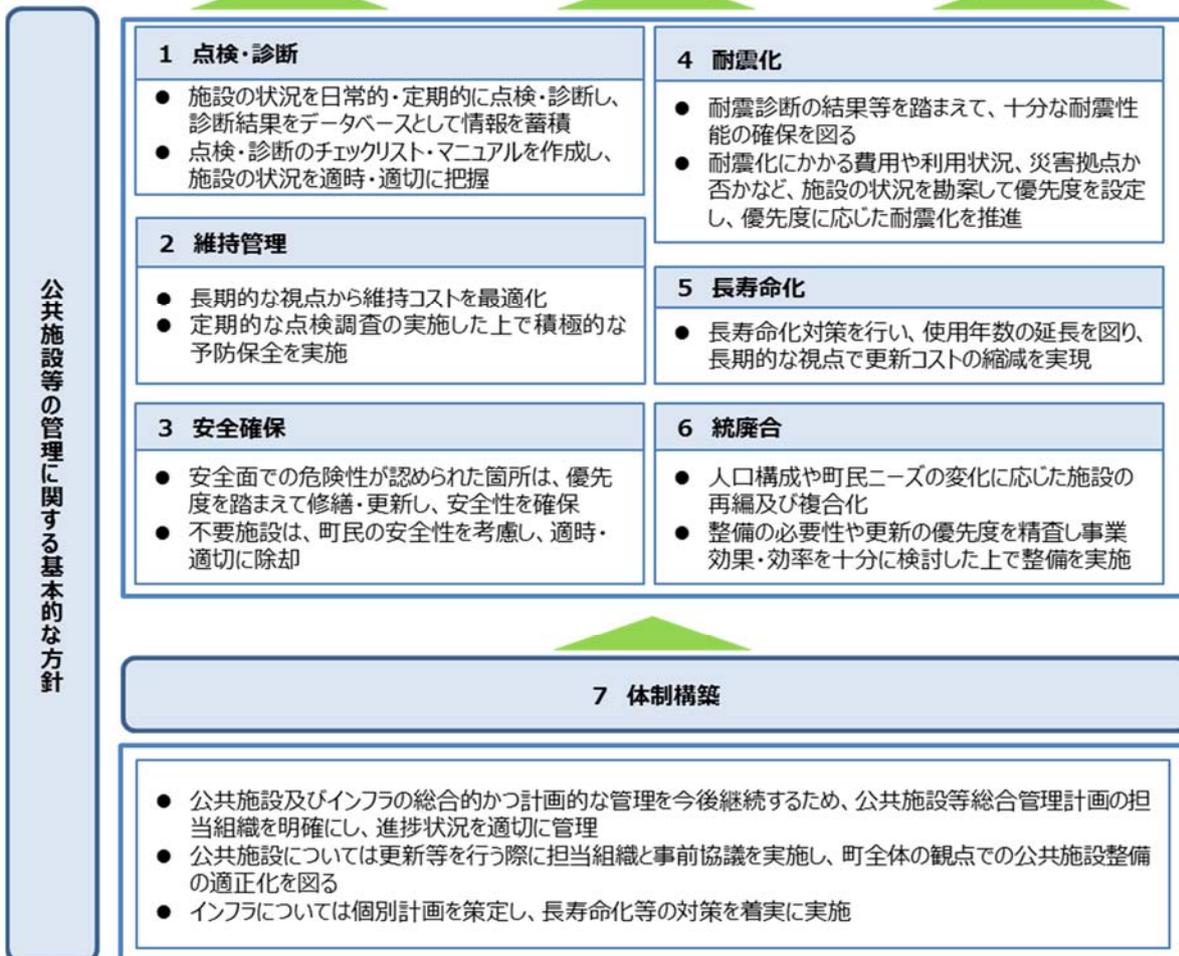
⇒町民のニーズに応じて限りある財源を必要とされる機能に重点化し、町民サービスを維持

原則②：公共施設の管理・更新に対する計画的な対応

⇒長寿命化や維持管理の効率化、保全費用の平準化により公共施設の維持コストを低減

原則③：インフラ施設の管理・更新に対する計画的な対応

⇒中長期的な修繕計画により施設の長寿命化を図り、財政的負担を平準化



フォローアップの実施方針

- 平成29年度から平成68年度までの計画期間において、各種方針を効果的・効率的に実施するために約5年ごとに進捗状況を総合的に評価・検証し、計画を更新します。